

関係団体の長 各位

横浜市市民局人権課長  
佐々井 正泰

横浜市犯罪被害者相談室による支援制度の周知について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市人権施策の推進に御配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、横浜市では、「横浜市犯罪被害者相談室」において、犯罪被害等に遭われた市民とその御家族等への相談支援を行っておりますが、このたび、支援制度に関するリーフレットを改訂いたしましたので、お手数をおかけいたしますが、貴団体職員の皆様に御高覧いただき、必要に応じて市民の方への周知に努めていただくなど、御協力くださるようお願い申し上げます。

1 送付印刷物

リーフレット 10 部

2 その他

リーフレットの追加送付を御希望の場合は、担当まで御連絡ください。

担当：横浜市市民局人権課 犯罪被害者等支援事業担当

大久保・飯牟禮・柳

電話 671-2718 FAX 681-5453

E-mail [sh-jinken@city.yokohama.jp](mailto:sh-jinken@city.yokohama.jp)

犯罪被害にあつと、このようなことが起きることがあります。

### 日常生活のこと

- 家事や育児が手につかない
- 外出できなくなり、必要な用事もできなくなってしまう

### 心身の不調

- 感情や感覚がマヒしてしまう
- 強い不安感 ●眠れない
- 食欲が出ない
- 現実感が持てない
- 自分を責めてしまう
- 感情のコントロールができない
- 全身の体調不良 など



### 住居のこと

- 自宅が被害現場であり安心できない
- 事件のことを知られてしまい、周囲から好奇の目で見られるため、生活できない

### 経済的なこと

- 仕事に行けなくなってしまい、経済的に困窮する
- 医療費、裁判に伴う交通費など様々な費用がかかる

### 仕事のこと

- 様々な手続きに時間を要し、仕事を休む必要があるが、その理解が得られない
- 仕事に集中出来なくなってしまい、今までどおり仕事ができない

### 周囲の人の言動のこと

- 知人に事件のことをいろいろと聞かれるのがつらい
- よそよそしくなったり、今までどおりに接してくれない

ひとりで悩まず、御相談ください。

## 横浜市犯罪被害者相談室

横浜市犯罪被害者相談室では、犯罪被害にあわれた方の御相談をお受けしています。犯罪被害後に直面する様々な問題について、必要な情報の御案内や、条例に基づいた制度などを活用した支援を行います。

**受付時間** 平日9時～17時 ※祝日・年末年始を除く  
(FAX・電子メールでの御相談もお受けしています)

**TEL** 045-671-3117

**FAX** 045-681-5453

**Eメール** sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

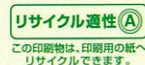
**相談員** 社会福祉専門職の市職員



横浜市市民局人権課

電話 045-671-3117

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/jinken/hanzai/>

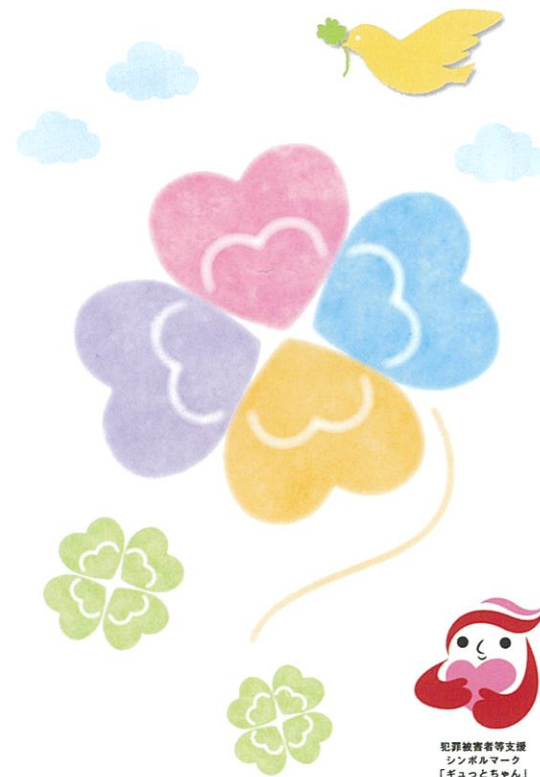


令和6年6月発行

横浜市では、犯罪被害にあわれた皆様の御相談をお受けしています

# 犯罪被害にあわれた方へ

ひとりで悩まず御相談ください



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョっとちゃん」

横浜市 犯罪被害者相談室



# 横浜市犯罪被害者相談室による支援制度

横浜市では、横浜市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪等の被害にあい、様々な問題に直面する市民とその御家族、御遺族(犯罪被害者等という)の相談に応じ、支援を行っています。まずは、横浜市犯罪被害者相談室まで御相談ください。 ※支援には一定の要件があります。また、支援内容により、対象者が異なります。

## 相談支援等

### 相談・情報提供

電話・FAX・電子メールなどにより相談に応じます。また、必要な情報の提供並びに関係機関等との連絡調整を行います。

### 精神的被害への支援

専門資格を持つカウンセラーによる、カウンセリングを行います。

**回数等** 10回まで無料。

**対象者** カウンセリングの必要性が認められた犯罪被害者等の市民

### 法律問題への支援

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士による法律相談を行います。

**回数等** 2回まで無料。

**対象者** 法律相談の必要性が認められた犯罪被害者等の市民



## 日常生活支援等

### 家事及び介護支援★

犯罪被害により、家事や介護等が困難となった方に対し、ホームヘルプサービスの利用費用の9割を助成します。生活保護世帯、住民税非課税世帯の方については10割助成します。

**回数等** 1時間4,000円を上限として合計72時間まで。

**対象者** 犯罪被害(死亡、重傷病又は性被害※2)にあった方およびその家族、遺族等の市民

### 一時保育支援★

犯罪被害により、就学前の子の保育が困難となった方に対し、一時保育の費用の9割を助成します。生活保護世帯、住民税非課税世帯の方については10割助成します。

**回数等** 1回あたり2,500円を上限として10回まで。

**対象者** 犯罪被害(死亡、重傷病又は性被害※2)にあった方およびその家族、遺族等の市民

### 配食サービス利用支援★

犯罪被害により、食事を用意することに支障が生じている方に対し、配食サービス、またはフードデリバリーサービスを利用した場合の費用を助成します。

**回数等** 1回あたり1,000円を上限として30回まで。

**対象者** 犯罪被害(死亡、重傷病又は性被害※2)にあった方およびその家族、遺族等の市民

## 住居支援



### 転居支援★

犯罪被害により居住することが困難となった住居から、新たな住居に転居するための費用(引越し費用、敷金・礼金など)を助成します。

**回数等** 1回あたり20万円を上限として2回まで。

**対象者** 犯罪被害(死亡、重傷病又は性被害※3)にあった市民およびその同居家族、同居遺族等

### 緊急避難場所の提供★

神奈川県の実施する緊急避難場所の提供(ホテル等の宿泊)を受けている場合、必要に応じて延泊2泊分を提供します。

**対象者** 相談室へお問い合わせください。

その他、犯罪被害にあったことにより、それまでの住居に住み続けることが困難となった方に対して、市営住宅の一時使用、民間賃貸住宅に関する情報提供等を行うために、市建築局と連絡調整を行います。

## 経済的負担の軽減

### 経済的負担の軽減★

犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう、被害に応じて、支援金を支給します。

<b>内容</b>	遺族支援金	30万円
	重傷病支援金	10万円
	性犯罪被害支援金	10万円または5万円

**対象者** 犯罪被害(死亡、重傷病又は性被害※1)にあった市民およびその家族、遺族等



- ※1. 死亡、1か月以上の加療かつ入院3日間以上を要する重傷病または不同意性交等罪及びその未遂罪、不同意わいせつ罪となる性犯罪被害者が対象(過失犯罪による被害を除く)
- ※2. 死亡、1か月以上の加療を要する重傷病または不同意性交等罪及びその未遂罪、不同意わいせつ罪となる性犯罪被害者が対象
- ※3. 死亡、1か月以上の加療を要する重傷病または不同意性交等罪及びその未遂罪となる性犯罪被害者が対象(過失犯罪による被害を除く)

★は横浜市犯罪被害者等支援条例が公布された日(平成30年12月25日)以降に発生した犯罪被害を対象とします。なお、申請には期限があります。